平成２３年（フ）第７号
鳥取県倉吉市見日町695番地　鳥羽アパート
債務者　河本由美子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第２６号
鳥取県倉吉市東岩倉町2261番地　千鳥荘２号
債務者　伊藤　道春
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第９９号
福岡県久留米市青峰１丁目18番14号
債務者　吉本　茂子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１１号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番3808号
債務者　水城能利子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２７４号
仙台市宮城野区栄１丁目７番25号
債務者　佐藤　秀夫
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
仙台市宮城野区栄１丁目７番25号
債務者　佐藤比早子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目25番27号　グリーンハイム102
債務者　村山かつよ
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
秋田市飯島松根東町５番９号
債務者　豊嶋　陽一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地124県営住宅６棟302号
債務者　加瀬　清美（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２６号
茨城県神栖市木崎1072番地６　木崎荘６号棟
債務者　宮崎　麻美（旧姓須藤・川口）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２７号
千葉県香取市下小堀58番地　コーポ優103
債務者　宮崎　竹二
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第３１号
茨城県鹿嶋市大字荒野1600番地170
債務者　矢花　良公
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第９０号
茨城県坂東市沓掛5857番地１
債務者　木村　麻子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６号
群馬県桐生市相生町３丁目469番地　市営110号
債務者　岩脇　妙子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第３８６号
千葉県市川市富浜３丁目５番６―201号第２昌和コーポ
債務者　盛田　純朗
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１２号
千葉県船橋市松が丘１丁目３番16号
債務者　高橋　清隆
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３６号
千葉県市原市五所1352番地１　ハイステアコーポＢ―１
債務者　荻島　成路
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係